

厚木市民

私設保育施設（企業主導型保育事業を除く）、一時預かり事業、
病児（病後児）保育事業、ファミリー・サポート・センター事業利用者 向け

令和7年度 幼児教育・保育の無償化に伴う 認定申請及び給付案内

私設保育施設、一時預かり事業、病児（病後児）保育事業、ファミリー・サポート・センター事業も
幼児教育・保育の無償化の対象です。

この案内では、厚木市に住民登録があり、私設保育施設等を利用している方に対し、
給付を受けるために必要な「子育てのための施設等利用給付認定」の申請方法及び給付内容
についてご説明します。

※ 私設保育施設とは、神奈川県における乳幼児の保育を行う認可保育所等以外の保育施設の総称です。

◇注意◇

施設の利用を開始する日より前に申請してください。

※ 令和7年4月からの認定を希望する場合は、令和7年3月10日までに申請してください。

※ 無償化の対象は、認定有効期間のみです。（認定期間外の利用料の給付は不可）

厚木市指定の様式は、市ホームページ、保育課、こども家庭センター、こども育成課窓口、
私設保育施設等で配布しています。

[市 HP > 組織一覧 > 健康こどもみらい部保育課 > 子ども・子育て支援新制度 >](#)

[幼児教育・保育の無償化に係る申請案内 << 私設保育施設等利用者向け >>](#)



市 HP 申請案内

令和7年度のクラス年齢表

クラス(実施年齢)	生年月日		
0歳児	令和 6 年(2024 年)4月2日	～	
1歳児	令和 5 年(2023 年)4月2日	～	令和 6 年(2024 年)4月1日
2歳児	令和 4 年(2022 年)4月2日	～	令和 5 年(2023 年)4月1日
3歳児	令和 3 年(2021 年)4月2日	～	令和 4 年(2022 年)4月1日
4歳児	令和 2 年(2020 年)4月2日	～	令和 3 年(2021 年)4月1日
5歳児	平成 31 年(2019 年)4月2日	～	令和 2 年(2020 年)4月1日

<子育てのための施設等利用給付について>

私設保育施設等を利用し施設へ支払った利用料(保育料)を市へ請求することにより、給付上限額まで施設等利用費の給付を受けることができます。
給付を受けるためには、住民登録がある市町村で施設等利用給付認定を受ける必要があります。
認定有効期間内の利用料が給付の対象となります。



◆ 対象者

認定区分	対象(①～③の全てを満たす)
2号認定	① 認可保育所等(※1)に在籍していない ② 3歳児～5歳児クラス(⇒1ページ参照)の子ども ③ 保護者の就労や疾病等により保育を必要とする事由がある(※2)小学校就学前の子ども
3号認定	① 認可保育所等(※1)に在籍していない ② 0歳児～2歳児クラス(⇒1ページ参照)のうち、市町村民税(※3)非課税世帯(※4)の子ども ③ 保護者の就労や疾病等により保育を必要とする事由がある(※2)子ども

※1 認可保育所、地域型保育(小規模保育事業等)、企業主導型保育施設、一定基準(平日8時間(教育時間を含む)年間 200 日以上)の預かり保育を実施している幼稚園・認定こども園

※2 4ページ参照

※3 特別区民税を含む

※4 令和6年度及び令和7年度の保護者の市民税額(父母の市民税の合計額)に応じて判定

・令和6年度市民税額(令和5年1月～12月の収入)が非課税 ⇒ 令和7年4月～8月
 ・令和7年度市民税額(令和6年1月～12月の収入)が非課税 ⇒ 令和7年9月～令和8年3月

保護者が非課税であっても、保護者以外の扶養義務者(同居祖父母等)が課税の場合は、給付の対象にならないことがあります。

市民税の申告がされていない場合は、認定を受けられない場合があります。

◆ 給付金額と対象費用

【月額上限額】 2号認定…37,000 円、3号認定…42,000 円

給付の対象費用は、施設へ支払った利用料(保育料)です。

入園料、送迎費、給食費、延長保育料等の費用は対象外です。

上限額と、実際に支払った額を比較して低い方が給付額です。(上限額の範囲内で、複数事業の併用可)

月途中で認定期間が開始・終了または他市町村に転出入をする場合は、日割り計算を行います。

※ 次のような場合は、月額上限額が異なります。

- 1 ・一定基準(平日8時間(教育時間を含む)又は年間 200 日以上)の預かりを満たさない幼稚園、
・私設保育施設等 の両方を利用している

➡ 私設保育施設等の上限額は、預かり保育の給付上限額(月額 11,300 円又は 16,300 円)
から預かり保育給付額を差し引いた金額

- 2 月途中で認定期間が終了または開始、他市町村に転出入する

➡ ・月の途中で認定期間が終了(厚木市から転出)の場合

$37,000 \text{ 円} \times \text{認定期間終了日(市外へ転出日)までの日数} \div \text{その月の日数}$

・月途中から認定期間が開始(厚木市へ転入)する場合

$37,000 \text{ 円} \times \text{認定期間開始日(転入後の厚木市での認定日)からの日数} \div \text{その月の日数}$

※小数点以下は切り捨て

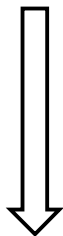
◆ 対象施設等と申請窓口

対象施設等は次のとおりです。

対象施設等	対象となる条件	申請窓口
私設保育施設 ・一般的な認可外保育施設 ・事業所内保育施設 ・院内保育施設、ベビーシッター	都道府県等に届出を行い、 国が定める基準を満たしている施設 ※ 月極、一時利用どちらも対象	保育課 第二庁舎3階 ☎ 046-225- 2231
病児・病後児保育事業 一時預かり事業	認可保育所や小規模保育事業で実施 しているもの、市が対象と認めたもの	
ファミリー・サポート・センター事業	援助を行う会員が、①緊急救命講習、 ②事故防止に関する講習を受講している	

◆ 申請の流れ・必要書類

申請書を提出



- ・必要書類を保育課窓口へ提出してください。
審査を行い、認定されたら保護者へ施設等利用給付認定証を送付します。
- ・既に認可保育所等に申込中の方は、「みなし認定」により、施設等利用給付認定の申請は不要で認定を受けられる場合があります。保育課へお問い合わせください。
- ・新年度4月からの認定申請は、事務が集中するため、審査に時間を要しますので、余裕を持って申請してください。

【提出書類】 ※は該当する世帯のみ必要

1	子育てのための施設等利用給付認定申請書	子ども1人につき1枚
2	保育の必要性を証明する書類	下記の表のとおり
3	個人番号届出書	保護者それぞれの本人確認書類、同居者全員分の個人番号確認書類を添付
4	保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書※	認可保育所、小規模保育事業等、認定こども園、の申込をしていない場合のみ必要
5	住民税課税（非課税）証明書※	令和6年または7年1月1日の住所が厚木市外で、0～2歳児クラスの子の認定申請をする場合のみ必要

保育を必要とする事由 ※保護者それぞれ必要

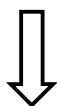
	認定期間	必要書類	
就労 (月 64 時間以上)	就労している期間 ※ 月 64 時間以上に満たない場合、退職した場合は認定を終了	会社等勤務	就労証明書
		自営	①就労証明書 ②確定申告書や開業届等の写し
		育児休業から復帰	①就労証明書 ②育児休業からの復職に関する申立書 ③育児休業給付金支給決定通知の写し(☆)
妊娠、出産	出産(予定)日前8週(多胎妊娠の場合 14 週)を含む月の初日から、後8週間を経過する日の翌日を含む月の末日までの期間	母子手帳の表紙と出産(予定)日を確認できるページの写し(★)	
保護者の疾病、障害	療養する期間	①申立書(疾病・負傷) ②診断書(△)、療育手帳、障害年金証書、介護保険被保険者証等の写し	

同居の親族の 介護・看護	介護・看護を要する期間	①申立書(介護・看護) ②診断書、療育手帳(写し)、障害年金証書(写し)、 介護保険被保険者証(写し)等の書類
災害復旧	災害復旧を要する期間	り災証明書等
求職活動 (起業準備含む)	2か月が経過する日を含む月の 末日までの期間	①求職活動に関する申立書 ②ハローワークの受付票等の写し ※期間内に就労を開始した場合は、就労証明書
就学 (月 64 時間以上)	修了予定日が属する月の 末日までの期間	①在学証明書又は学生証の写し ②授業時間割の写し
虐待や DV の おそれ	保護を要する期間	配偶者からの暴力被害者の保護に関する証明等
育児休業取得中の 在園児継続利用 (▲)	育児休業取得時の在籍クラスが、 ・ 3歳クラス以下: 生まれてきた子 どもの1歳の誕生日の前日を含む 月の末日までの期間(□) ・ 4歳クラス以上: 職場復帰までの 期間	①就労証明書 ②育児休業給付金支給決定通知の写し(☆)

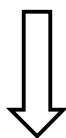
様式は、保育課または市 HP からダウンロードしてください(➡1ページ参照)。

各証明書類は、証明日から3か月以内のものが有効です。

- (☆) 育児休業給付金支給決定通知が交付されていない場合は、雇用保険被保険者証の写し。
後日、育児休業給付金支給決定通知の写しを提出してください。
- (★) 出産後、母子手帳の出生日を確認できるページの写しを提出してください。
- (△) 診断書は、家庭での保育が困難な状況が記載されたものがが必要です。
- (▲) 育児休業取得時より前から施設に在籍している場合に限りです。
一時預かり、病児保育、ファミリー・サポート・センター事業は対象外です。
- (□) 育児休業に係る子の1歳になる月の認可保育所等の利用申請が保留となった場合に限り、
翌年度5月15日までに復職することを条件に、私設保育施設等を利用している上の子の
施設等利用給付認定の認定期間を翌年度4月末まで延長することが可能です。



認定通知書を利用施設に提出



・認定証を紛失した場合、保育課へ「支給認定証再発行願」を提出してください。

請求 ➡ 7ページ参照

◆ 認定開始後の変更申請等手続きについて

保育を必要とする事由や家庭状況の変更(妊娠・出産、転職、家族構成等)が生じた場合は、施設等利用給付認定変更申請書の提出が必要です。

速やかに保育課に連絡のうえ、必要な手続を行ってください。

手続を行わないと、給付を受けられない場合があります。

厚木市外に転出する場合は、転出先の市町村で所定の手続きを行ってください。

変 更 事 項	添 付 が 必 要 な 書 類	
市内住所変更	施設等利用給付認定変更申請書のみ	
保 護 者 氏 名	・保護者変更に伴い、世帯構成の変更がある場合→下段の「世帯構成」を参照 ・保護者変更に伴い、世帯構成の変更がない場合→施設等利用給付認定変更申請書のみ	
世 帯 構 成	婚 姻	①婚姻相手の保育を必要とする事由を証明する書類(就労証明書等) ②個人番号届出書 ※ 子どもが0～2歳児クラスで、厚木市で市民税が課税されていない方は、課税証明書
	離 婚	個々の状況により添付書類が異なります。 保育課へお問い合わせください。
	祖 父 母 と 同 居	
	祖 父 母 と 別 居	
就 労 状 況	就 職	新しい就労先の就労証明書
	退 職	・退職後、求職活動をする→求職活動に関する申立書 ・転職先が決定(内定)している→新しい就労先の就労証明書 ※ 就労、求職活動等の事由がない場合、認定終了となります
	産 休 ・ 育 休	・出産後、育児休業を取得→①就労証明書、 ②育児休業給付金支給決定通知等の写し ・産休・育児休業から復帰→就労証明書
	そ の 他	・就労日数、時間の変更→変更後の就労証明書
妊 娠 し た	母子手帳の表紙、出産(予定)日を確認できるページの写し	
出 産 し た	母子手帳の写し(出産日が記載されたページ)	

◆施設等利用費の請求の流れ

保護者が施設に支払った利用料は、市が償還払いにより支給します。

利用料を支払う

- ・施設へ利用料をお支払いください。

利用施設から領収証等を取得

- ・利用毎に施設へ「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証」及び「特定子ども・子育て支援提供証明書」(以下「領収証等」)の交付を依頼してください。用紙は市内の施設等にあります。市外の施設等を利用する場合は、市 HP からダウンロードしてください。
- ・領収証等は、請求時に必要となりますので、大切に保管してください。
- ※ ファミリー・サポート・センターを利用する場合は、提供会員が「活動報告書」を発行します。

請求書を提出

- ・施設等利用費交付申請兼請求書(以下「請求書」)に必要事項を記載し、利用施設から取得した領収証等を添付し、保育課へ郵送または窓口で提出してください。内容を審査した後、指定口座に振込をします。
- ・請求時期は、10月と4月の年2回です。
- 必要書類や受付期間は、請求時期になりましたら市から通知します。

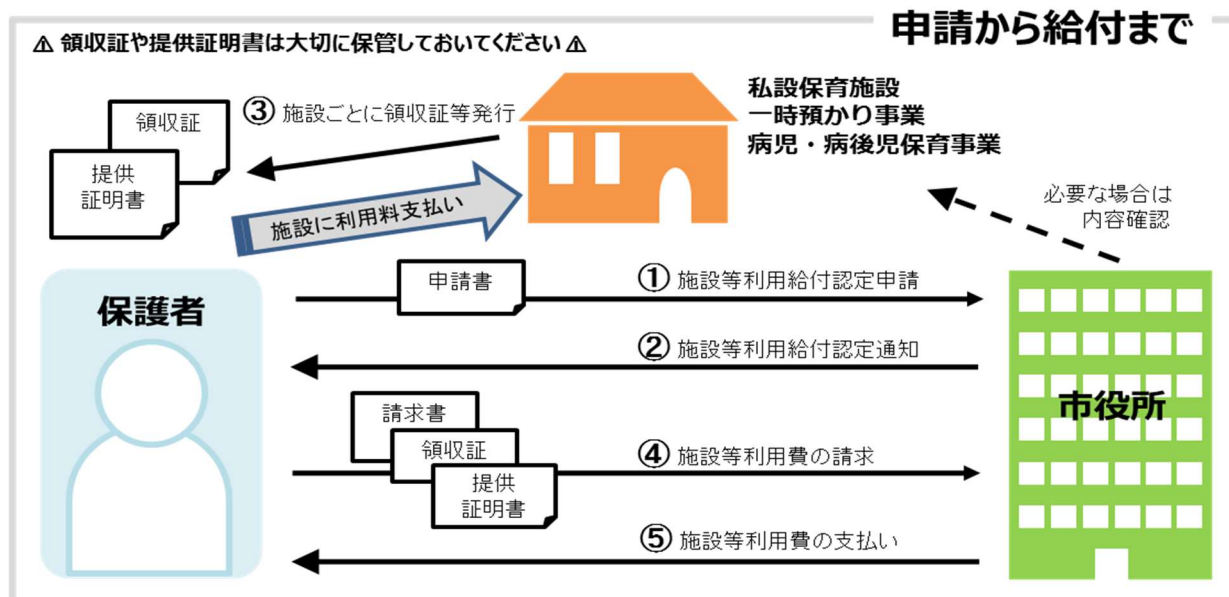
	利用した期間	受付期間(予定)
前期	令和7年4月～令和7年9月分	令和7年10月
後期	令和7年10月～令和8年3月分	令和8年4月

給付

- ・認定保護者に対して給付します。
- ・審査終了から振込まで1か月程かかります。書類に不備等があると、遅れることがあります。
- ・審査に当たり、請求書の記載内容の確認のため、市から保護者へ連絡をする場合があります。

【注意】

認定及び請求の内容が事実と異なる場合、認定を取消し、施設等利用費を給付しないことがあります。認定内容に変更がある場合、変更手続を行ってください。(➡ 6ページ参照)



◆ 認定開始後の現況確認

毎年、保育を必要とする事由を確認するため、保護者の就労証明書等を提出していただきます。
実施する時期等の詳細は、厚木市から通知します。
提出がない場合、給付を受けられないことがありますので、必ず提出してください。

<企業主導型保育事業を利用する方へ>

地域枠で利用する方は、児童の保護者両方またはいずれかが就労以外の事由で利用する場合、
「教育・保育給付認定」が必要となることがあります。

申請には、「教育・保育給付認定申請書(企業主導型保育施設用)」をご利用ください。

従業員枠で利用する方は、事業実施者が保育の必要性を確認することになっていますので、
無償化の給付を受けるために、厚木市から認定を受ける必要はありません。

無償化の給付については、事業実施者にお問い合わせください。



企業主導型保育施設用

申請様式

【問い合わせ】

- ・保育課(私設保育施設、病児・病後児保育、ファミリー・サポート・センター、
認可保育所・小規模保育事業、わたぐもの一時預かり)

TEL: 046-225-2231 MAIL: 2200@city.atsugi.kanagawa.jp

場所: 厚木市役所第二庁舎3階

- ・こども育成課(幼稚園・認定こども園の預かり保育)

TEL: 046-225-2262 MAIL: 2180@city.atsugi.kanagawa.jp

場所: 厚木市役所第二庁舎3階